



横浜事件 再審裁判を 支援する会

最高裁への署名、2500名に

No.11

1989.9.15

〔事務局〕

〒101

東京都

千代田区猿樂町

1-4-8

松村ビル402

☎03-291-8066

弁護団の推測で「あるいは夏前にも」と思われていた最高裁判決は出ないまま、裁判所は夏休みに入り、判決は秋以降に持ち込まれることになりました。

この間、各界文化人の方々や出版労連のみなさんにお願ひした最高裁への公正審理の要請署名はぞくぞくと集まり、文化人関係二二一、出版労連とその他二二九七に達しました。(文化人関係の中には作家の阿部昭氏や経済学者の副島種典氏など、生前最後の署名となったものも含まれています)。これらは、事務局で逐次、最高裁へ提出しました。

八月下旬に入り、森川金寿弁護士は最高裁に対し、先に提出した特別抗告理由補充書につづき、さらに第二弾——「最近における国連人権原則の可決とその意義」「国連人権水準から見た横浜事件」等の内容の補充書を提出されました。

日本における「人権」のあり方が

いま世界の注視を集めつつあります。その中で、今回の訴えに対し最高裁がどんな「答え」を出すか。内容いかんで、日本の裁判所の「人権度」が問われることとなります。

昨年二月、再審請求人だった青山鉞治さんが逝去されました。そして今年七月、横浜事件の関係者お二人——黒田秀俊、美作太郎氏があいついで鬼籍に入られました。黒田さんは『血ぬられた言論』はじめ事件関係の多くの著書がある、戦前最後の『中央公論』編集長、美作さんは直接の事件被害者(但し不起訴)で共著書『横浜事件』(原書名「言論の敗北」)があり、またこの支援する会の呼びかけ人でもありました。

お二人の死を悼み、今号にはその追悼の文をかかげました。

またこの八月、横浜事件の第一級史料とされる『細川嘉六獄中調書』が森川弁護士長の編著で出版されました。この「異常な時代の裏面を具体的に示す第一級の史料」(家永三郎先生)が広く読まれることを願ひ、本書出版の実現に熱意をそそがれた請求人の木村亨さんに紹介の文章を寄せてもらいました。

美作太郎氏のこと

日本出版学会会長
青山学院大学教授

清水英夫

美作先生(こう呼ぶと必ず嫌な顔をされましたが、氏は、私が心から先生と呼べる数少ない人でした)に初めて拝顔したのは、私が「中央公論」に駆出し記者だった一九四七年のことでした。

日評時代の上司

先生は、すでにその当時、日本評論社の取締役・編集局長であり、新米の私にとっては雲の上の人でした。そのとき、何か生意気な発言をして、

たしなめられたことを覚えていますが、まさか後に私の上司になるとは、夢にも思いませんでした。

中央公論社を首同様の形で飛び出でたから、日本評論社に拾われて再就職したのは、二年近く経ってからのことです。私が配属されたのは雑誌「日本評論」の編集部でしたが、有名な「時のうごき」という常設欄の筆者が、美作先生や村上一郎氏ら社内

か伏せられていました)。

新聞記者と違って、編集者は緑の下の力持ちであればよく、記事など書くべきではない、という出版界の常識に挑戦したのが「時のうごき」やルポルタージュでした。驚いたことに、この人気があったページに、新人の私にも書く機会が与えられました。そのときの経験と訓練が、私の執筆人生にどれだけ役立ったか、量り知れないものがあります。

雑誌記者のなかには、新聞記者に對して妙なコンプレックスを持つ人がいますが、それは書かない(書けない)記者という引け目からきているように思います。幸い私たちは、その新聞記者たちよりも自由に、かつ掘り下げて書ける、という自負を抱いていたものです。

編集者としての薫陶を受ける

もちろん編集者ですから、企画能力がなければならぬし、製作の実

務にも通じていなければなりません。編集者として必要な、それらの知識と能力の薫陶を受けたのが美作先生でありました。私は、日評に入ってから、次第にエディターとしての自信を持つようになりました。

しかし、そのころ不幸にも、すでに日評の経営は左前になっており、せっかく大きな期待を抱いて入った「日本評論」も、まもなく休刊となつてしまいました。会社は事実上倒産し、新しい社長を迎えて、新社として再出発しました。その経営責任をとって、美作先生は社を去り、新たに新評論を設立されたのです。

思えば、僅か二年ほどの短い期間でしたが、先生のインパクトは極めて大きかった、と思います。その後は、同じ職場で働くチャンスは巡ってきませんでした。いろいろな機会に警咳に接することができました。そのなかで、最も学んだのは、言論・出版の自由の理念と実践でした。

言論人としての権力への抵抗

先生の主著であり、遺言ともいえるべきは『戦前戦中を歩む』(日本評論社)でありましょう。そこには、言論人としての権力への抵抗が、どういふことであるか、が静かに語られて



1986年3月6日、「国家秘密法に反対する出版人の会」3・6大集会(日仏会館)で、「一人寸劇」で横浜事件の体験を語り、国秘法の危険を訴える故美作太郎氏。



1986年6月7日、「横浜事件を語り・聞く会」（「国家秘密法に反対する出版人の会」主催・日本教育会館）で発言される故黒田秀俊氏。

います。先生の御遺志に、私たちはどう応えたらよいのでしょうか。幸いなことに、先生が日本出版学会の副会長から会長を務められているあいだ、私は事務局長や総務委員長、副会長としてお仕えることが

できました。それは、私にとって、一番やりがいのある仕事と時代だったように今思えます。

心残りなこと

私にとって、非常に心残りなのは、

美作先生が、戦後初めて与野党が逆転した参議院選挙の結果を見ることなく他界されたことです。もし、それを知られたら、どんなに喜ばれたことでしょうか。一生を通じて平和と民主主義に尽くされた先生に對す

クロちゃんの「どじょう掬い」

「暗い時代」の黒田君

再審請求人 畑中繁雄

死んだ黒田君は根っからの酒好きだった。酔うほどに気がむけば、おはこの「どじょう掬い」を披露する。ズボンなどをたくしあげ、ありあわせの手拭などで頬被りのいでたちよろし

く安木節の蛮声にのってお盆片手にひよろひよると踊りだす。そのさまはまさに珍中の珍といえた。そうして彼の秘芸は、戦時下とかくこわばりがちの会合や宴席の気分をけつこ

うやわらげる緩和剤みたいな機能を果たしていたということを思いだす。

黒田君の人徳

当時ひんぴんといわれる（あるいは召集される）軍人や官僚たちとの公的・私的会合への顔出しをばくは苦手とした。「驕れる」お歴々のお託宣やさらには協力方の要請（じつは押しつけ）にたいしても、いつもお世辞たらたら、でもなくお追従（おしよ）の当時「迎合」雑誌編集者らとの同席に業を煮やしてとかく気まずい寡黙を強いられがちだったのは、『改造』の大森君や『日本評論』の松本君ら（いずれも故人）と『中央公論』

る最大の贈物であったでしょうに。先生の葬儀委員長を務めながら、その思いが去来してなりません。

のぼくら面々だった。せめてそこにもし、黒田君がいちまい加わっていたら、その場のぎこちない気流のいくぶんかはたしかななごむかにおもわれもした。とにかくかれには、相手側の構えた気分のいくらかをでも和らげさせるに足る人がらというか人徳といったものが感じとられたことはたしかであった。ぼくらはかれのそうした「人柄」に期待をかけた得意芸「どじょう掬い」の軽妙さにも象徴されるかれのものごしの柔軟さやうけごたえ上手は逆に、相手側の動静の機微を察知するうえにも有効に機能したことは特記に値いしよ

う。さらに戦局のいよいよ悪化にともなう軍・官の狂暴化がついに「まつろわぬ」われわれを自発的廃業に追いこもうとしていたまさにその前後の時期にいたって、黒田君は自らの特性ゆえに自身分担した軍人や官僚との折衝のもようを、自著『血ぬら

れた言論」その他に詳細書き遺しているが、おそらく他の類書に見られないかれの遺著の特色のひとつといえるだろう。

つねづね「たとえぶつ潰されたって、軍などに屈服なんかもつてのほか」といきまゝ編集部大方の意気こみにたいしても、「譲れるところぎりぎりまで譲っても、このさいなお生きた延びることを先決」とするかれでもあった。

戦前最後の『中公』編集長

ところが、ついに、直接鳴中社長宛てとぼく宛て、陸軍報道部長名義の「絶縁状」がつきつけられるにおよんで万策つき、「ぼくの休職、篠原次長の譴責、残る全員の配転」という非常処分をよぎなくしたが、ひとり黒田君のみ、事件当時南方出張中のゆえをもって、編集部に止まりうることに、軍の許諾をえた。ところが、ぼくの跡をついだ藤田編集部長もまた、数カ月の後横浜事件に連座するにいたって、さらにそのあとをついだ黒田君は、戦前最後の中央公論編集長として、ひきつづき刊行わずか三、四号におよんだところで、こんどは社自体が改造社とともに、『自発的』廃業を強いられ、こ

こに戦前すべてを終った。自発的廃業はまさに痛恨事にはちがひなかったが、けだし当の黒田君自身にとつてはこれがかえって不運中のなお「さいわい」といふべきだったかもしれない。あのまま雑誌をつづけていたら、もはや自主性などのひとかけらすら許されない典型的「戦犯雑誌」の編集長としての汚名を後世にのこすはめにおちこんでいたかもしれない。

書き遺してもらいたかったこと

かれは横浜事件での直接検挙はまぬがれはしたが、しかし空襲下を何回も横浜通いを強いられ、こつぴどい証人喚問をくりかえされたはずであるが、そのとき、何を、どう訊問され、どう答えてきたか(あるいは答えざるをえなかったのか)、についても詳細書き遺しておいてもらいたかった。生来書くことを好み、無類の筆マメなかれであつただけになおさらそう思うのである。

一転、戦後の「明るさ」にいたつてからの民主運動におけるかれの活躍ぶりはめざましく、原水協事務局長をはじめ、各民主団体や組織に腰をすえての精力的活動や、とくに居住地中野での教育委員準公選運動へ

教科書裁判の進行状況

1989.9現在

	第一次訴訟	第二次訴訟	第三次訴訟
事件の格	国家賠償請求事件	行政処分取消請求事件	国家賠償請求事件
第一審 (東京地裁)	65・6/12提訴 74・7/16「高津判決」(民事第3部)(家永一部勝訴、10万円の賠償を国に命ず)	67・6/23提訴 70・7/17「杉本判決」(民事第2部)(家永勝訴、家永への処分は違憲の検閲、教基法10条違反)	84・1/19提訴(民事第38部) 88・12/13最終弁論・結審
第二審 (東京高裁)	74・3/26家永控訴(国附帯控訴) 86・3/19「鈴木判決」(第5民事部)(家永敗訴、10万円の賠償も破棄)	70・7/24文部大臣控訴 75・12/20「畔上判決」(第1民事部)(家永勝訴、手続上の違法あり処分取消、憲法判断せず)	↓ 第二次訴訟差戻し審(東京高裁)
第三審 (最高裁)	86・3/20家永上告 86・11/5上告理由書提出。現在審理中(第3小法廷)	75・12/30文部大臣上告 82・4/8原判決破棄差戻し(第1小法廷)「訴えの利益」について再審理せよ →	82・11/5第1回口頭弁論 88・10/7最終弁論・結審 89・6/27判決(第8民事部)「訴えの利益なし」の不当判決 89・7/11家永側「上告せず」を決定

の挺身など、多彩な業績については、すでに多くの人々によって語られた、まさにそのとおりであつて、改めてここに言及の限りでない。

「暗い時期」でのクロちゃんといえ、ぼくには妙に、かれの「どじよう掬い」が懐しまれる。今日のと

もかくこの「明るさ」のなかで、その秘芸にもういちど接してみたい、などとおもうのは、ぼくの「老いたる」感傷にすぎないのかもしれない。そのクロちゃんも、いまはもう亡い。(89・8・1)

教科書裁判と横浜事件

出版労連書記次長 俵 義文

一、はじめに

横浜事件は再審裁判を請求して去る七月で四周年を迎えました。四年の集会をどうするかという議論が事務局で行われた時、諸般の状況からこの時期の集会は難しいので秋に行つてはどうか、その際、教科書裁判支援の運動とジョイントで集会を考えたらどうか、という議論がされました。両裁判の弁護団長を努められる森川先生もその企画に賛同され、その方向で検討することになり、ニュースで表記のようなテーマをとりあげることにしました。私が横浜事件の事務局と教科書検定訴訟を支援する全国連の常任委員を兼ねていたことから、この原稿を書くことになったわけです。しかし、両事件を関連させて書くことは大変むずかしい作業であり、横浜事件の支援会員の方に教科書裁判を知っていたかどうかということを重点にまとめました。

二、教科書裁判の目的と支援運動の性格

教科書裁判―教科書検定訴訟には、第一次から第三次訴訟まで三つの裁判があります(正確にはありません)。その内容は別表のとおりですが、いずれも家永三郎先生が提訴したもので、第一次訴訟提訴からすでに二四年間も不屈にたたかっています。

教科書検定訴訟の目的は、①政府・自民党による教育・教科書への権力的な国家統制に抵抗し、その政策の反省・変更を迫る手段、②憲法が保障する言論・出版・表現の自由、教育・学問の自由など市民的自由を守り、発展させる運動、③政府・自民党がおしすすめる「国家教育権」「思想に對抗して、国民の教育権」「教育人権」思想を確立していく運動、ということにあります。そして、具体的には、教科書検定制度の違憲・違法性を裁判をつうじて明らかにす

ることです。

したがって、教科書裁判とその支援運動は、このような訴訟の目的からみて、今日の日本でたたかわれている諸闘争、とりわけ、靖国、忠魂碑、検閲廃止などの諸訴訟や各種憲法裁判、思想差別・弾圧事件や人権擁護のたたかい、国家秘密法反対や天皇制批判の運動なども広く連帯した運動であるともいえます。

三、教科書裁判の現状

1(第二次訴訟) 去る六月二七日、東京高裁は第二次訴訟の差戻し審で、原告(家永先生)の「訴えの利益なし」という不当判決を下し、訴訟の終結を言渡しました。この訴訟は、家永先生が「日本史教科書」の一九六三年度改定検定での不合格処分に対して、文部大臣を相手に、教科書検定制度の違憲・違法を理由にその不合格処分の取り消しを求めて、六七年に提訴したものです。

第一審の東京地裁は、七〇年七月に、子どもの学習権(教育人権)を認め、国家教育権を否定して「教育権は国民にある」と明確に断じて、家永教科書に対する検定処分は、憲法で禁止する検閲にあたり、教育基本法にも反するとして不合格処分を取り消す画期的な判決を下しました。これが有名な杉本判決です。

第二審の東京高裁は、憲法判断を回避するという点では杉本判決よりも後退したものでしたが、検定処分は国の裁量の範囲を逸脱し、一貫性のない気儘なもので違法であるという判決(畔上判決)を出して、文部大臣の控訴を棄却しました。

ところが、国・文部省は、上告した最高裁において突如、文部省が自らの手を変えた学習指導要領の改定を理由に、「検定基準が変動している」ため、不合格処分が取り消されても再検定ができないので「訴えの利益」がなくなったという新しい論点をもちだしました。最高裁は、不当にもこの主張を受け入れ、学習指導要領の改定で原則として「訴えの利益」がなくなるが、例外として、学習指導要領の変動が微小で実質的な変更といえない場合は「訴えの利益」が有り得るとし、八二年四月、

その点にかぎって審理をやり直すよ
う東京高裁に差し戻しました。

差し戻し審の東京高裁は、先にふ
れたような不当な判決を出しました。
この判決は、検定処分の変憲・違法
性を断じた第一審・第二審判決の争
点「憲法判断を、「訴えの利益」論と
いう行政訴訟上の法技術的なレベル
の問題にすりかえ、判決理由では著
しい論理展開の矛盾をあえて犯し、
「まず結論ありき」という立場でなさ
れた、極めて不当な政治的判決とい
えるものです。しかも、一・二審で
明確に敗北した国・文部省が、新た
につくった別のルール・別の土俵に
のって、いわば「負けゲーム」を強
引に「ノーゲーム」にして逃げよう
としたのに対して、最高裁・東京高
裁が手を貸すという、司法の行政追
随、司法の反動化を如実にあらわし
たものでした。またこの判決は、国・
文部省がかつてにおこなった学習指
導要領の改定によって、国民の裁判
を受ける権利を否定するという二重
の意味で不当なものです。

原告の家永先生、弁護団、全国連
は慎重に検討した結果上告しないこ
とを決定しました。それは、上告し
ても、最高裁での争点は「訴えの利
益」の有無に限定され、教科書裁判

の本来の争点である教科書検定制
度・検定処分の変憲・違法性の問題
は審理されないためです。被告側の
国・文部省がつくりだした「訴えの
利益」という、わかりにくい問題で
の裁判にこれ以上つきあわないとい
う判断です。教科書裁判の本来の争
点は、最高裁に継続している第一次
訴訟、東京地裁の第三次訴訟で正面
から争われています。この二つの裁
判に全力をあげるといふことです。

2.〈第一次訴訟・第二次訴訟〉 第
一次訴訟は、七四年七月に第一審(東
京地裁・高津判決)一家永側一部勝
訴)、八六年三月に第二審(東京高
裁・鈴木判決)国・文部省側主張を
全面的に認める不当判決を経て、現
在、最高裁第三小法廷で争われてい
ます。最高裁では、本年一〇月以降
に審理が本格化するものとみられ、
原告側は、大法廷に回付せよ、口頭
弁論を開け、行政に追隨するなど要
求しています。この審理が大法廷に
回付されれば、教科書検定制度・検
定処分についてはじめて最高裁の憲
法判断が示されることとなります。

第三次訴訟は、「侵略・進出」「南
京大虐殺」「七三二部隊」「沖繩戦」
など、外国からも批判を受けた八〇
年代検定が問われているものです。

昨年二月には沖繩出張法廷も開かれ
国民世論の注目するものです。この
東京地裁の判決は、来る一〇月三日
に行われます。この判決は、政府・
自民党・文部省が学習指導要領を改
悪し、検定制度を改悪した時期に出
されるもので、大変重要な意義をも
つています。

なお、第一次・第三次は国家賠償
訴訟ですから、第二次訴訟のように
「訴えの利益」論が出てくる余地のな
い裁判です。

四、教科書裁判と横浜事件

横浜事件と教科書裁判との間には
直接的な関係はありません。しかし、

両者には多くの共通点があり、共に
連帯してたたかう要素をもっていま
す。第一は、どちらも国家の犯罪を
裁くという裁判であること。第二に、
両者とも憲法に保障された人権、と
りわけ言論・出版・表現の自由を守
るたかいかであること。第三に、し
たがって、どちらも国家権力の抑圧
から民主主義を守り、発展させる課
題に直結した裁判であること。第四
に、横浜事件について、国家権力に
よる証拠湮滅を理由に、横浜地裁・
東京高裁が再審裁判の請求を却下し、
国民の裁判を受ける権利を拒否した

ことと、教科書裁判の第二次訴訟で
東京高裁が、同様に国の勝手な都合
で学習指導要領を変更し、それを理
由に裁判を受ける権利を否定した判
決を出したことなどが共通していま
す。

さらに、最初に紹介した教科書裁
判とその支援運動の性格からみて、
互いに連帯すべき運動が共通してい
ることはいうまでもありません。な
お、付随的なことですが、両裁判の
弁護団には、森川・新井・大川弁護
士が入っておられますが、これはこ
の先生方の弁護士としての姿勢や守
備範囲からも両裁判に共通性が多い
ことの例証ともいえます。



毅然たる抵抗の記録を初公開

森川金寿編著 『細川嘉六獄中調書——横浜事件の証言』

再審請求人 木村 亨

『改造』や『中央公論』をつぶす言論弾圧の口実に使った『泊旅行』共産党再建準備会というデツチ上げ権力犯罪に対して真向うから真実を主張してついに免訴をかちとった細川先生の裁判記録が戦後初めて森川先生の手によってここに公開された。(不二出版刊)

1

ご存じのように私たちの横浜事件



の膨大な一件記録は日本の全面降伏直後、連合軍の進駐をおそれた裁判当局が自ら滅失処分してしまったのであった。本書の「はじめに」で森川先生が書いておられるように「自分だけは徹底的に争いたいという細川被告の決意によって海野弁護士が、本格的な法廷闘争の準備のために細川関係記録を全部謄写させていたのである。……記録の原本は消滅したが、唯一その原型をとどめる本資料が保存されたもので、希有の記録資料と言えよう」

2

何といっても本書のイントロダクションとしては前述のこともその一つだが、森川先生のそうした「はじめに」と「解説」が導入役を演じてくれる。本書を編集されるときばくに語った森川先生のひとつがある。それは、「この時代の状況がよくわかり、時代の記録としても貴重なもの

です」ということで、本書を読んだ私の先輩の一人もこんな感想文を寄せてくれている。

「これだけの毅然たる調書は他に類を見ないものであり、私たちのほるかに及ばないところと深く感銘いたしました」

「解説」の五節は何れも本書を読み進める案内役になるが、森川先生が御自分の当時の体験談を交えた「私の青年時代」は同時代人としての貴重な記録であり、二、『世界史の動向と日本』の節は問題にされた『改造』誌の細川論文を簡潔にまとめて紹介されている。さらにまた三節の警察、予審でのたたかい、では拷問によって強制された相川、木村、平館らの手記は「平常の心理を異状な心理に転化させて作成された書類ではないか」と細川先生が当局にためより、それらの手記を書かされた三名の精神鑑定を申し立てているくだりは本調書中の圧巻であろう。

3

裁判の記録とか資料にはおなじみでない皆さんにおすすめしたいイントロダクションはまず何よりも先きに「付録」から、それもその最初の「カツバ放談」から読み始めていただきたいと思う。その放談のいわれは、敗戦直後の一九四七年（S22年）四月一日付で世界画報社から創刊された『ひろば』という小雑誌に細川嘉六さんの紹介記事を掲載しようと考えた編集人（木村）の企画であった。戦後初めての参議院選挙に全国区から立候補した細川先生の生い立ちや人となりをわかりやすい放談のかたちで私が紹介しようとしたものである。聞き手は大分前に物故された林広吉さんと私であった。

細川嘉六という人物の反骨がこの放談でも随所に現れているが、とりわけ本書の三六二—三六三ページのところではこんなくだりに出会わす。……（横浜拘留所に）そうして入っているうちに天子さまが頭を下げたという——どうせ負けることじやと思っておったがね——そうしたら裁判所で早く出てくれという。執行猶予にしてやるから我慢せよという。それはダメだ。私は裁

判所か国家が謝まらない以上は、ここは死んでも出やせぬぞ。

私は日本が民主主義的に平和な発展をすることだけを望んだのだ。それは民衆に基礎を置かなければダメなんだ。私は軍国主義侵略に反対し、民主主義を主張した。この主張しか持っていない私に、悪かったと頭を下げよ、そうしたら出てやる、と突っ張った。ところが、裁判所側は、とに角大官連中がこの拘留所に入れかわる都合があるから出てくれ、という(笑声)。

4

「付録」には右の「カツパ放談」のほかにも細川先生の略歴とか著作目録や細川先生を知る手引きになる一、二の追憶や獄中訓もある。略歴には二、三カ所で補足したいこともあるが、本書を読むうえでは不自由を感じない。こうして本書を読んで誰しも感じると思われるのは、細川嘉六先生の終始一貫した抵抗の根性と姿勢である。

「日本にはレジスタンスはなかった」という説をなす人もいる。たしかに日本にはフランス、イタリアのようないレジスタンスはなかったし、

言論弾圧を導いた横浜事件でも泊旅行に参加した私たちはレジスタンスどころか無惨な敗北を喫している。権力の拷問は言いわけにはできない。今度の私たちの再審請求もまた恥のうわ塗りに終る恐れが強い。しかし、ここに本書のような本物のレジスタンスの記録があったのだから、「これがレジスタンスなのだ」と言えないだろうか？

『細川嘉六、相川博予審終結決定』のようなインキな偽造文書を石川予審判事から何度も見せられたが、細川先生は一言一句も認めずに否認し通したのである。横浜事件に連座した者たちでさえも、それが官憲の作った文書だったとしてやむなしと考えて肯定的に是認した人が居なかったであろうか？

細川先生はそんな官憲(特高警察や予審判事ら)どもの勝手な文書偽造を断じて許さず、国家権力と真正面から堂々と対等に闘かいぬいたのである。これがレジスタンスでなくてどこに真のレジスタンスがあるだろうか？

5

本書の表紙カバーに入っている「カツパ悠々」(色紙)は当時笹下刑務

所の看守だった土井郷誠さんが第一舎の独房で毅然と正座していた細川先生に心服して、秋のある夜、ひそかに抹茶を立てて差し上げたら、その抹茶のさし入れを大変喜んだ細川先生が、お札に土井さんに描いてくれた一枚の色紙である。(拙著『横浜事件の真相―再審裁判への闘かい』笠原書店、一九八六年刊参照)

* * *

「要請書」を寄せられた方々(続)

(会報10号以降受付分)

浅井慎平(写真家)／荒井信一(歴史学)／有田芳生(ジャーナリスト)／いいたも(作家)／池上惇(経済学)／伊佐千尋(作家)／石垣綾子(作家)／伊藤昌太(歴史学)／岩下守(写真家)／上田誠吉(弁護士)／永六輔(作家)／江藤文夫(評論家)／大谷昭宏(ジャーナリスト)／大原富枝(作家)／岡村勲(弁護士)／神代辰巳(映画監督)／菅孝行(評論家)／岸田純之助(科学評論)／木村幸雄(国文学)／黒田清(ジャーナリスト)／郷静子(作家)／後藤みな子(作家)／芝田進午(哲学)／鈴木三男(元日本評論社)／橘裕典(映画監督)／丹野章(写真家)／外山雄三(指揮者)／中村梧郎(写真家)／秦正流(ジャーナリスト)／英伸三(写真家)／羽田貴史(福島大学)／林部(作家)／福田文昭(写真家)／藤田親昌(元中央公論社)／藤原定(詩人)／夫馬基彦(作家)／辺見じゅ

ん(作家)／前田哲男(評論家)／増島宏(政治学)／松下紀久雄(漫画家)／松本幸輝久(ジャーナリスト)／緑川亨(岩波書店)／湯川和夫(哲学)／渡辺義夫(国語学)／和田春樹(歴史学)

* * *

▼事務局から

会報第十一号をお届けします。

再審請求についての最高裁の判断がいつ、どのような内容で下されるのか、引きつづき緊張して見守っているという状況です。弁護団では、調査官面会などを申し入れて何らかの感触を得たいとのことですので、まもなく何らかの動きが分かるかもしれません。『細川嘉六獄中調査書』横浜事件の証言(不二出版刊、定価二八〇〇円)の購入ご希望の方は、事務局にご一報下さればお願いたします。(K)

入会申込・会費納入先

〒101 千代田区猿樂町1-4-8 松村ビル402
横浜事件・再審裁判を支援する会

☎ 03-291-8066

〈年会費〉個人=2000円 団体=5000円

- 郵便振替 東京3-150641
振替用紙に口座番号、金額、氏名、住所など必要事項をご記入のうえ、お振り込みください。
- 銀行振込 富士銀行九段支店
普通預金口座1478864 横浜事件再審裁判を支援する会